

北上地区消防組合職員の休日勤務手当の支給される日の特例規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 伊藤 彬

北上地区消防組合規則第6号

北上地区消防組合職員の休日勤務手当の支給される日の特例規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の休日勤務手当の支給される日の特例規則（平成19年北上地区消防組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休日手当の支給される日)</p> <p>第2条 給与条例第19条の規則で定める日は、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第1項に規定する週休日に当たる勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間等条例第4条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（当該勤務日等が給与条例第19条に規定する祝日法による休日等又は年未年始の休日等（以下「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割り振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて管理者の承認を得たとき</p>	<p>(休日手当の支給される日)</p> <p>第2条 給与条例第19条の規則で定める日は、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第1項に規定する週休日に当たる勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間等条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（当該勤務日等が給与条例第19条に規定する祝日法による休日等若しくは年未年始の休日等又は勤務時間等条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日（以下「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の</p>

は、その日とする。

直後の勤務日等)とする。ただし、職員の勤務時間の割り振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて管理者の承認を得たときは、その日とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。